

令和3年4月

令和3年4月1日から道路工事施行承認申請の手続きが変わります。

変更点1 道路工事施行承認申請書の様式変更

新様式で作成をしてください。

変更点2 申請書の添付書類“誓約書”の廃止

申請者の誓約内容は、申請書でご確認ください。

変更点3 書類の提出部数と提出先の変更

申請書

提出部数：変更前 3部 → 変更後 2部

提出先：変更なし 土木部 管理課 管理調整係（本庁舎14階）

着手届

提出部数：変更前 2部 → 変更後 1部

提出先：変更なし 土木部 管理課 管理調整係（本庁舎14階）

完了届

提出部数：変更なし 1部

提出先：変更前 土木部 管理課 管理調整係

変更後 東部土木出張所・西部土木出張所

※ 地区担当の土木出張所に完了届を提出し、検査を受けてください。

変更点4 押印の廃止

すべての書類について、押印は不要です。

変更点5 L形側溝（切下げ部）の構造

複数の車両が出入りする箇所、大型車が出入りする箇所のL形側溝については、基礎の補強または特殊L形側溝（プレキャスト基礎）の使用をお願いします。

担当 練馬区 土木部 管理課 管理調整係
03-5984-1305（直通）